

当面のスローガン

- 「人権侵害救済法」制定を!
- 狹山再審闘争勝利をかちとろう!
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう!

解放新聞 和歌山版

発行所
解放新聞和歌山支局〒640-8314
和歌山市神前405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302発行責任者
中澤敏浩

新たな運動へと決意をのべる中澤委員長

松本貞次執行副委員長の開会あいさつあと、解放歌合唱、水平社宣言を松根洋子女性部長が朗読した。

議長団に吉本拓司代議員（岩橋支部）、堀淑香代議員（新宮支部）を選出し、議事が進められた。

主催者を代表し中澤敏浩執行委員長は「昨年起きた東日本大震災や福島原発事

故、そして紀南地方を襲った災害の中で人権が侵害されるという事実がある。

いのちと人権を基本にした防災計画を構築させなければならぬ。また、一年後

に迎える、和歌山水平社90周年の柱として、人権の法

制定を今国会で実現させなければならぬ。そして、忌避感情が露骨に表れてい

部落解放同盟和歌山県連合会 第57・58期執行委員

役職	なまえ
執行委員長	中澤 敏浩
執行副委員長	清水 節子
	松本 貞次
	飯田 敬文
	池田 清郎
	藤本 哲史
書記長	宮本 修作
書記次長	平見 良太
会計	松本 吉弘
組織規律委員長	金田 光央
執行委員	北岡 啓二
	辻本 意典
	平野 義博
	西川 延良
	岡田 敏晴
	松井 辰也
	石井 一也
	大西 重美
	松根 洋子
	北内 ますみ
女性部	坂下 君代
	速水 雅樹
	松井 資喜
常任執行委員	福島 隆志
企業連事務局長	田中 博之
特別執行委員	藤本 真利子

解放同盟和歌山県連合会 第57回定期大会



中央本部を代表してあいさつする組坂委員長

案の早期実現、狭山の再審開始を基本に、断固差別を許さない闘いを開拓していくがなければならないと決意した。また人権委員会設置法案の早期実現、狭山の再審開始を基本に、断固差別を

迎える和歌山水平社90周年はよき年として迎えられるよう、この2日間有意義な大会にして欲しい」と激励のあいさつがあった。つづいて、和歌山県を代表して、下宏和歌山県副知事、労働組合を代表して、古谷紀男

※来賓、メッセージ、分散会報告については次号に掲載します。

部執行委員長より「今年は全国水平社90周年という記念すべき年。3月に京都でおこなわれた全国水平社創立90周年記念集会で、先達として迎えよう」といふを代表し、組坂繁之中央本部執行委員長より「今年は全国水平社創立90周年の歴史と伝統を語り継ぐにじた部落解放運動を大きく前進させよう!」

水90周年の意義をいま一度念すべき年。3月に京都でおこなわれた全国水平社創立90周年記念集会で、先達として迎えよう」といふを代表し、組坂繁之中央本部執行委員長より「今年は全国水平社創立90周年の歴史と伝統を語り継ぐにじた部落解放運動を大きく前進させよう!」

宮本修作書記次長がおこなった。また人権委員会設置法案を藤本哲史書記長が提案した。

2011年度活動報告を行なった。また人権委員会設置法案を藤本哲史書記長が提案した。

全体会終了後、2会場で分散会をおこない討論がひろげられた。各会場で執行部と6役の信任投票選挙がおこなわれ、1日の行事を終了した。

全水90周年の精神を 受け継ぎ新たな運動へ

— 6月2日・3日、白浜町ホテルシーモアで第57回県連大会を開催し代議員300人が参加。 —

会議員より、西博義衆議院議員、岸本周平衆議院議員、公良衆議院議員、鶴保庸介参議院議員、市町村行政を代表して、田岡実千年新宮市長、地元歓迎のあいさつとして井潤誠白浜町長、各

團体を代表して、田上武部落解放人権行政確立要求和議案提出委員会会長・和歌山県実行委員会会長・和歌山県共闘会議議長・野口道彦社団法人和歌山人権研究所理事長など、多くの来賓より激励のあいさつがあった。

憲法」だ▼条文は、後の明治憲法の3倍、現日本国憲法の2倍の量で、多くは「国民の権利」に関する内容で占められていた。ところに『日本国民各自の権利と自由を実現する。他よりの妨害を許さず、國法を持つて保護すべし』や『日本国民は同一の法を準用し、同一の保護を受けれる。地方及び門閥、若しくは一族に与えられる特權は無い』と、基本的の人権や法の下の平等など、現在の憲法とほとんど同じ内容である▼多くの期待を寄せられた憲法制定議論は、1988(明治22)年9月に高まってきた自由民権運動・国会開設要求について新政府の「10年後」との約束からで、「五日市憲法」の起草者は、教師の千葉宅三郎で、多くの私擬憲法の起草者等と同様に、国議論の上で憲法が制定されると信じていたという。

頑健

記念日から相当経つて「憲法」の話。明治の10年代に、全国各地で憲法草案が起草され、その数は50をこえるという。その多くは、自由民運動家によるものだが、その中に注目すべき一点がある。現在の東京都あきる野市で発見された「五日市憲法」だ▼条文は、後の明治憲法の3倍、現日本国憲法の2倍の量で、多くは「国民の権利」に関する内容で占められていた。ところに『日本国民各自の権利と自由を実現する。他よりの妨害を許さず、國法を持つて保護すべし』や『日本国民は同一の法を準用し、同一の保護を受けれる。地方及び門閥、若しくは一族に与えられる特權は無い』と、基本的の人権や法の下の平等など、現在の憲法とほとんど同じ内容である▼多くの期待を寄せられた憲法制定議論は、1988(明治22)年9月に高まってきた自由民権運動・国会開設要求について新政府の「10年後」との約束からで、「五日市憲法」の起草者は、教師の千葉宅三郎で、多くの私擬憲法の起草者等と同様に、国議論の上で憲法が制定されると信じていたという。